

◆改訂九版九七〇ページ

改		正		後	
別表第3 (第5条、第6条、第7条関係) 第1表					
総原価の分類及び算定方法 (営業費等)					
(1) 営業費					
項目	算定方法				
租税課金	[空]	B. 事業税は、「次の式により算定するものとする。 $\text{事業税} = \frac{\text{事業報酬額} \times \text{中の自己資本相当分比率}}{1 - \text{事業税率}}$			
[空]	[空]	[空]			
[空]	[空]	[空]			

備考 表中の「」の記載は正記しである。

◆改訂九版九七六ページ

改		正		後	
様式第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係) 第1表・第2表 [空] 第3表 (1)~(3) [空] (4) 租税課金 [空]					
(事業税)					
$\text{事業報酬額 (L)} \times \frac{\text{事業報酬額中 事業税率 (g 2)}}{\text{中の自己資本相 1 - 事業税率}} = \text{事業税 (G)}$ 当分比率 (g 1)					
(L)	円	(g 1)	(g 2)	(G)	円
[空]	[空]	[空]	[空]	[空]	[空]

備考 表中の「」の記載は正記しである。